

年 間 監 査 計 画

令和8年度

大崎上島町議会事務局

(監査事務担当)

令和 8 年度 大崎上島町年間監査計画

この監査計画は、大崎上島町監査基準（平成 15 年大崎上島町監査委員告示第 1 号。以下「監査基準」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、監査基準第 1 条に掲げる監査等を効率的かつ効果的に実施するため、必要な事項を定める。

1 監査等年間計画

令和 8 年度の年間監査計画は、別紙のとおりとする。

2 監査等の種類及び主眼

(1) 監査等の事後検証

- ・ 人口減少と財政規模の縮小が進み町の存続さえも懸念される中で、新規総合計画がスタートした。その計画に基づき、限られる財源が町の持続性を確保していく施策に適確に充てられているか、その事業の効果、成果が検証されているかを重点に確認する。
- ・ 決算審査及び定期監査の報告及び意見を提出した事項について、措置状況の報告を求め、措置を促しながら監査の実効性を高めていく。

(2) 定期監査

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 4 項の規定により、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(3) 工事監査（定期監査）

法第 199 条第 4 項の規定により、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施する。

(4) 行政監査

法第199条第2項の規定により、財務監査のほか、必要があると認められる町の事務の執行について、適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

(5) 例月現金出納検査

法第235条の2第1項の規定により、会計管理者及び企業管理者等の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(6) 決算審査等

ア 決算審査

法第233条第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 基金運用状況審査

法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ウ 健全化判断比率・資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及び健全化法第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査する。

(7) その他の監査等

監査委員が、必要があると認めるとき、適時に実施する。

別紙

令和 8 年度 監査年間計画表

	監査・審査 実施予定日	例月出納検査 実施予定日
4 月		2 0 日（月）
5 月		2 1 日（木）
6 月		2 2 日（月）
7 月	決算審査・基金運用状況審査	2 1 日（火）
8 月	【令和 7 年度一般・特別・下水道事業会計】 7 月 2 7 日（月）～ 8 月 3 日（月） 健全化判断比率・資金不足比率審査 【総務課】 2 0 日（木）	2 0 日（木）
9 月		2 4 日（木）
1 0 月	工事監査 中旬	2 0 日（火）
1 1 月	定期監査【全課対象】 1 1 月 5 日（木）～ 1 1 月 1 2 日（木）	2 0 日（金）
1 2 月		2 1 日（月）
1 月		2 2 日（金）
2 月	行政監査、監査等の事後検証	2 2 日（月）
3 月		2 3 日（火）